

令和2年度 補正予算資料
(12月定例会 補正第11号)



愛媛県八幡浜市

補正予算 総括表 (令和2年12月定例会 補正第11号)

(単位:千円)

区分		当初予算額	前回までの補正額	今回補正額	合計 A	前年度同期額 B	増減率 (A-B)/B	
一般会計・特別会計	一般会計	21,248,011	6,173,442	15,400	27,436,853	22,848,795	+20.1%	
	特別会計	国民健康保険事業	5,031,347	67,956	-	5,099,303	5,291,357	△3.6%
		後期高齢者医療	600,865	838	-	601,703	569,702	+5.6%
		介護保険	4,366,168	43,800	-	4,409,968	4,438,860	△0.7%
		介護サービス事業	21,982	△3,128	-	18,854	24,027	△21.5%
		日土財産区	882	-	-	882	730	+20.8%
		駐車場事業	49,530	7,235	-	56,765	64,726	△12.3%
		簡易水道事業	14,464	1,894	-	16,358	22,861	△28.4%
		水産物地方卸売市場事業	60,583	0	-	60,583	68,809	△12.0%
		港湾整備事業	696,150	88,330	-	784,480	477,950	+64.1%
		計	10,841,971	206,925	0	11,048,896	10,959,022	+0.8%
合計	32,089,982	6,380,367	15,400	38,485,749	33,807,817	+13.8%		
企業会計	下水道	収益的支出	1,550,891	90,930	-	1,641,821	1,548,206	+6.0%
		資本的支出	1,280,426	340	-	1,280,766	1,572,197	△18.5%
		計	2,831,317	91,270	0	2,922,587	3,120,403	△6.3%
	水道	収益的支出	883,748	△6,535	-	877,213	893,118	△1.8%
		資本的支出	669,241	-	-	669,241	564,416	+18.6%
		計	1,552,989	△6,535	0	1,546,454	1,457,534	+6.1%
	病院	収益的支出	5,003,041	△59,136	-	4,943,905	5,002,493	△1.2%
		資本的支出	751,280	△164,299	-	586,981	1,012,188	△42.0%
		計	5,754,321	△223,435	0	5,530,886	6,014,681	△8.0%
	(歳出ベース)	合計	10,138,627	△138,700	0	9,999,927	10,592,618	△5.6%
総合計	42,228,609	6,241,667	15,400	48,485,676	44,400,435	+9.2%		

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業：再支給分（国事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため8月に給付金を支給しましたが、依然として生活実態が厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向けて、再度、同様の給付金（基本給付）を支給することになりました。

【対象者】

対象者（①～③いずれかに該当する方）	1回目 （基本給付）	2回目 （再支給）
① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	8/14 支給 ※対象者に 支給済み	12/25 支給
② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります	8/14以降 随時支給	
③ <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準になっている方</u> ↳ 収入基準額（例 親1人・子ども1人の世帯の場合：365万円未満） ※「家計が急変」とは、収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます ※注1・注2	8/14以降 随時支給	

【支給額】

1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円

【申請及び支払方法】

- ① 令和2年12月11日時点で、既に1回目の給付金の支給を受けている方、又は申請をしている方は、申請不要で再支給を受けることができます。
 - ・12月14日に案内を送付しますので、支給を辞退されない場合は前回と同様の口座に振り込まれます
- ② 令和2年12月11日時点で1回目の給付金の申請を行っていない方で、【対象者】の表②③の該当者は、令和3年2月28日までに1回目の給付と2回目の再支給分を併せて申請し、支給を受けることができます。（審査後、指定の口座に振り込まれます）

※注1 令和2年7月分以降に児童扶養手当を受給されることになった方については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが児童扶養手当の支給制限限度額未満である場合は、1回目（基本給付）と2回目（再支給）が併せて支給の対象となります。そうでない場合は、支給の対象となりません。

※注2 令和2年7月分以降に児童扶養手当を受給していない方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが支給制限限度額未満である場合は、1回目（基本給付）と2回目（再支給）が併せて支給の対象となります。

【支給予定日】

- ①令和2年12月11日時点で、既に1回目の給付金の支給を受けている方、又は申請をしている方・・・12月25日
- ②令和2年12月11日以降申請される方・・・審査終了後随時支給（個別に通知します）

【補正予算額】

一般会計 3款 民生費 2項 児童福祉費 16目 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費
15,400千円 財源：国庫補助金（10/10）

ひとり親世帯臨時特別給付金 15,400千円

基本給付（再支給分）

5万円×230世帯＝11,500千円

3万円×130人（第2子以降の子どもの数）＝3,900千円